

江東区こども計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1 実施期間

令和6年12月11日（水）～令和7年1月5日（日）

2 提出者数等（有効分）

提出者数：26人

意見数：113件

(1) 提出者数（年代別）

年代	人数
20代	1人
30代	1人
40代	11人
50代	3人
60代	3人
70代	7人
計	26人

(2) 提出者数（提出方法別）

提出方法	人数
ホームページ	23人
メール	2人
FAX	1人
計	26人

(3) 意見数（項目別）

項目		件数
第1章	はじめに～計画の策定にあたって～	2件
第2章	江東区のこども・若者を取り巻く環境	15件
第3章	計画の基本的な方針	4件
第4章	施策の展開	76件
基本目標1	子どもの権利を守る	12件
基本目標2	子どもの育ちを支える	25件
基本目標3	保護者の子育てを支える	11件
基本目標4	支援が必要なこども・若者・保護者を支える	20件
基本目標5	地域全体で子育てを支える	5件
全体		3件
第5章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	9件
第6章	計画の推進体制	2件
計画全体		4件
その他		1件
計		113件

3 意見の要旨と区の考え方

- 【取扱いの凡例】 ◎ 計画（案）に反映させる
- 計画（素案）に既に入っている／
関連する内容が計画（素案）に既に入っている
- － 施策等の推進に当たって参考とする／
意見・要望としてお聞きする

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
第1章 はじめに～計画の策定にあたって～【2件】			
1	1ページの「待機児童ゼロを実現しました」の前に「保育所の」の文言を付したほうが適切ではないか。	1ページの「待機児童ゼロを実現しました」の前に「保育所の」を追記します。	◎
2	児童養護施設を出たばかりの青年も支援の対象とすべき。	本計画の対象は、「子どもの権利条約」や「児童福祉法」に基づき「18歳未満の人」と規定するほか、「切れ目のない支援が必要な場合等、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とします」と規定しており、年齢で必要な支援が途切れないことが重要と考えております。そのため、児童養護施設を18歳で退所した後に支援が必要な方についても支援対象に含まれることを想定しております。	○
第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境【15件】			
3	出生率と合計特殊出生率が減少している原因分析が必要ではないか。	出生率の低下は、一般的にライフスタイルやライフプランの多様化による未婚化・晩婚化等が指摘されており、社会潮流の変化により複合的な要因が重なっているものと認識しております。出生率等が減少している原因を特定することは難しいですが、区としては、区民の皆様が安心してこどもを産み育てられる環境整備に引き続き取り組んでまいります。	－

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
4	少子化の原因、要因を探る取組が必要かと思う。例えば広く住民アンケートなどを実施し、その結果をもとに、より効果的な施策を提起する等も必要ではないか。	少子化は、一般的にライフスタイルやライフプランの多様化による未婚化・晩婚化等が指摘されているとおり、社会潮流の変化により複合的な要因が重なっているものと認識しております。少子化の原因を特定することは難しいですが、区としては、引き続き各分野の計画策定時や事業実施時に適宜区民アンケート等により区民ニーズを的確に捉え施策展開に活かしてまいります。	—
5	祖父母と孫だけの世帯はどのくらい存在しているのか。こうした世帯に対する支援策は総合的に取り組まれているのか。	祖父母と孫だけの世帯数を正確に把握することは困難ですが、令和2年国勢調査では18歳未満のこどもがいる50,165世帯のうち、両親（いずれか一方のみを含む）以外の「その他親族」と同居している数は1,833世帯と約3.7%となっております。また、支援策については、祖父母に関わらずこどもの保護者に対して、本計画にも記載しているとおり、様々な子育て支援策に取り組んでおります。	○
6	待機児童は0人あるが、実情はそうではなく、居住地区や園によって、かなり倍率に偏りがあると思う。	待機児童数は、こども家庭庁の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき、全国の自治体で統一的な基準で算定を行っており、本区の待機児童数は0人となっております。今後も地域毎及び年齢毎の保育需要を見込みながら、定員の適正化を図ってまいります。	—
7	ファミリー・サポート事業は保育のプロに預けるわけではないから不安。	ファミリー・サポート事業は、会員同士の相互協力によるボランティア活動であり、専門的保育を行うものではございませんが、協力会員の登録課程においてこどもの発達や支援に関する講義、救命講習などを実施しております。今後も引き続き保育の質の向上に努めてまいります。	—

意見の要旨	区の考え方	取扱い
8 みずべのひととき保育は空きが全くなく抽選も当たらない。	子ども家庭支援センター（みずべ）で実施するリフレッシュひととき保育につきましては、令和元年度に大島子ども家庭支援センターに専用保育室を設置、令和2年度に有明地区に、令和4年度には住吉地区・亀戸地区に子ども家庭支援センターを開設し事業を開始することで定員拡大を図ってまいりました。また、Web予約システムの稼動により利便性向上を図るとともに、キャンセル枠の再募集など利用枠の確保にも努めております。今後も子ども家庭支援センターの整備に合わせ定員拡大を図ってまいります。	○
9 保育園の一時保育は0歳児が使えないところが多い。	保育園での一時保育は、通常保育に支障がないことを前提に、施設内の専用保育室に保育従事者を配置する必要があるため、0歳児保育の拡充には人員の確保などを含め様々な課題がありますが、今後も多様化する保護者ニーズの把握に努め、サービスの充実について検討してまいります。	○
10 一時預かり事業・病児保育の進展は歓迎するが、こどもが辛くならない受け入れ体制づくりをしてほしい。	一時預かり事業について、児童館では、1対1保育を行うことできめ細やかな対応をしているほか、保育時間も最大で3時間とするなど、お子様に負担がかからないよう努めています。また、子ども家庭支援センターでは、安全で落ち着いた環境の中で、お子様の最善の利益を考え、お預かりするお子様に寄り添った保育を実施しております。今後もお子様に寄り添うことができる職員や保育ボランティアの育成に努めるなど、より良い受け入れ体制、環境づくりに努めてまいります。 また、保育園における一時預かりや病児・病後児保育事業についても、人員配置や設備基準等お子様を安心安全にお預かりできる環境づくりを継続してまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
11	子育てひろば数が充足しているとは考えられない。	<p>子育てひろばは、児童館全17館、こども家庭支援センター全8か所のほか、認可保育所及び認定こども園184園にて地域子育て支援事業「マイ保育園ひろば」を開催しております。</p> <p>児童館については、現在新設する計画はございませんが、乳幼児向けに年齢別プログラムの実施や、乳幼児専用のお部屋を設け、乳幼児親子のみなさまが十分にご利用いただけるよう運営に努めてまいります。</p> <p>子ども家庭支援センターについては、近くにセンターがない地域について、公共施設等を活用し出張子育てひろばを実施しております。</p> <p>また、利用者数が減少し余裕のある施設もあるため、子育てひろばを実施している施設の周知に努めてまいります。</p> <p>認可保育所及び認定こども園での「マイ保育園ひろば」については、より区民の皆様に利用いただけるよう、事業の周知や制度改善に努めてまいります。</p>	○
12	18歳以上の若者にも意見を聞くことも行ってほしい。	18歳以上の方の意見を聴く機会として、令和5年度に区民意向調査及び子育て世帯生活実態調査を実施したほか、パブリックコメントを実施いたしました。	○
13	雨の日にこどもが遊べる施設を増やしてほしい。	児童館は体を動かせる場所として集会室があり、卓球台などの運動器具も備えております。また、こどもプラザは、図書館などが入る複合施設で、音楽室や体育室などがあり、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しております。なお、乳幼児など、より低年齢のお子様につきましては、子ども家庭支援センターにも様々な遊具を配置したお部屋がございますので、雨天時にも是非ご利用ください。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
14	こどもへの性教育や人権について(暴言、暴力はいけないこと等)の教育は、保育園や幼稚園から積極的に行ってほしい。	<p>保育園においては、今後「保育の質ガイドライン」を策定し、子どもの人権にかかる指針を明確化するなど、区内保育施設における保育の内容を充実してまいります。また、プライベートゾーンなどについて日頃の保育の中で配慮するよう、指導検査、巡回などで各保育施設に啓蒙するとともに、すべての子どもが自分も他人も大切にできるよう、「生命の安全教育」について推進してまいります。</p> <p>区立幼稚園においては、「生命の安全教育」として、水着で隠れるところは自分だけの大切なところであることを生活の場面を捉えて指導しております。人権教育についても引き続き小・中学校と同様に組織的・計画的に推進してまいります。</p>	○
15	保育園や幼稚園の掲示板へ有効な情報をどんどん貼り出してほしい。	保育園や区立幼稚園において、イベント案内など様々なお知らせを各園の掲示板に掲出し、周知を行っております。引き続きＩＣＴの活用のほか、適宜掲示板への掲出と組み合わせることにより積極的な情報発信に努めてまいります。	—
16	保健所の育児イベントや育児相談の質を上げてほしい。	<p>イベントや相談の内容の充実については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>健診については、成長の節目ごとに健康や発達を確認する重要な機会と位置付けておりますが、協力していただく医師の手配の関係により他の時間帯へ変更することが困難な状況となっております。</p>	—
17	今後も現状把握をしっかりとしてほしい。	引き続き現状や区民ニーズを的確に把握しながら、各取組を進めてまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
第3章 計画の基本的な方針【4件】			
18	「心から『生まれてきて良かった』と実感できる社会を目指します。」という基本理念は本当に必要な事であり、区の行政としても力をいれてほしい。子どもの自主性や主体的な関わりを大事にしてほしい。	今後も、本計画の基本理念のとおり『生まれてきて良かった』と実感できる社会を目指して、地域全体で子どもたちを見守り、健やかな育ちを支えていくことができるよう、子どもの自主性を尊重しながら、各種取組を進めてまいります。	○
19	子どもの目線で、ゆとりとのびのび育つ子ども計画にしてほしい。	本計画策定にあたり、子どもへのアンケート及びヒアリングを実施したほか、ワークショップの開催により子どもの意見を大切にしてまいりました。引き続き、子どもの目線に立った計画となるよう努めてまいります。	—
20	子どもが楽しめる体験ごとをもっと増やしてほしい。	豊かな人間性や社会性を身につけられるよう、第4章基本目標2-4「学習・体験機会の充実」（子ども計画62、63ページ）に記載のとおり、多様な学習・体験機会の提供を行ってまいります。	○
21	親の金銭的負担を減らしてほしい。	子育て家庭の負担が軽減されるよう、財源の確保や国・東京都の動向などを踏まえた上で、利用者のニーズと照らし合わせ、必要な経済的支援を実施してまいります。	○
第4章 施策の展開【76件】			
基本目標1 子どもの権利を守る【12件】			
22	子どもの権利条例を制定してほしい。	令和7年4月1日に「江東区子どもの権利に関する条例」を施行する予定です。	○
23	条例を作るより、住民に直接還元されるような具体的な取り組みを行ってほしい。	「江東区子どもの権利に関する条例」により子どもの最善の利益が尊重される社会を実現するための基本理念を定め、本計画を基に具体的な取組を進めてまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
24	子どもの権利擁護機関を権利侵害に関しての相談窓口の設置と併せ検討し設置してほしい。	全国の先行事例も参考に、既存の各相談体制との連携も含め、子どもの権利に関する総合的な相談や救済ができる体制の充実について具体的な検討作業を進めてまいります。	○
25	子どもの包括的な権利侵害、人権侵害の救済ができる第三者機関を設置してほしい。	現在、区では各種相談窓口を設け、子どもが相談できる体制を整備しておりますが、権利侵害などに対して区独自の救済体制はない状況です。今後、第三者性を持たせた区独自の権利擁護体制の整備について、引き続き他自治体の事例も参考に検討してまいります。	○
26	オンブズマン制度を設置してほしい。	条例制定後に複数自治体において、権利擁護機関を設置していることについては承知しておりますが、第三者性を持たせた権利擁護機関の設置については引き続き他自治体の事例を研究するとともに、既存の相談窓口の活用についても併せて検討してまいります。	○
27	性的少数者の子どもが制服着用で悩まないよう配慮してほしい。	現状では、Aタイプ、Bタイプのように着用する標準服を選択できるようにしております。同時に一層、子どもが相談しやすい体制づくりを推進しており、引き続き取組を進めてまいります。	—
28	子どもの意見表明・社会参加機会の確保は、最も重要な位置づけだと思う。	区としても子どもの意見表明権・社会参加機会を確保することは重要であると考えております。令和7年4月1日に施行予定の「江東区子どもの権利に関する条例」にも要素を盛り込む予定です。学校での学習場面等について、子どもたちが意見表明したり、参画したりする取組の充実を図ってまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
29	保護者に対しても児童の持ち物、環境面についてヒアリングを実施してほしい。	校則など学校のきまりについて、こども主体で毎年見直しを実施しており、児童・生徒が自分事として考えられるように取り組んでおります。今後もこどもたちが自分の考えを発言できる取組や環境設定を大切にしてまいります。保護者からのご意見については、各校における「学校評価に関するアンケート」等を活用して、各学校が把握できるように促してまいります。	—
30	こども議会を設置し、区政に恒常にこどもの意見を反映するようにしてほしい。	具体的な意見表明の機会の創出については、今後検討してまいります。	○
31	こども議会の設置を記載してほしい。	具体的な意見表明の機会の創出については、今後検討してまいります。	○
32	区立学校の校則について、こども主体の見直しをしてほしい。	校則など学校のきまりについて、こども主体で毎年見直しを実施しており、児童・生徒が自分事として考えられるように取り組んでおります。	○
33	学校でのこどもの持ち物、身なりの不自由さについて、こどもの意見表明を真に受け止め、少しずつほぐしていってほしい。	江東区立学校園では、「みんな、かがやく！」をテーマの下、一人ひとりの人権を大切にし、こども主体の学校づくりを推進しております。持ち物や身なりなどの学校のきまりについては、各学校においてこども主体で見直しをするよう取り組んでおります。引き続き、こどもたちが安心して意見表明できる取組を推進してまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
基本目標2 こどもの育ちを支える【25件】			
34	男性の家事育児参加を増やすため、男性の意識改革について、強い強制力を伴った内容で盛り込んでほしい。	児童館や子ども家庭支援センターなどの施設において男性の利用者は増加傾向にあり育児への参加意識は高まっているものと考えております。参加を強制させる取組を実施することは困難ですが、引き続き区の各事業において男女を問わず容易に参加・利用できるように工夫するほか、広報紙や学習講座により性別役割分担意識の解消や男性の家事・育児に関する意識啓発を行ってまいります。	—
35	区内全域路上・広場・公園等公共空間を全面禁煙にして重い罰則を設け、実効性ある子どもの受動喫煙防止対策を講じてほしい。	喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区では、たばこの健康への影響や受動喫煙を生じさせない配慮の必要性、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の趣旨などについて周知を行っております。区民の皆様のご協力もいただきながら、今後も啓発に取り組んでまいります。	—
36	小学校の朝の開門を早めにしてほしい。	朝の居場所については、受け入れた児童を見守る人員の確保や委託費用、また通学時の安全対策などに課題があります。 他自治体の先行事例も参考に、子どもたちのウェルビーイングにとって必要なことは何かという視点も含め検討してまいります。	—
37	小学校に朝早い時間に登校をしている子どもはどのくらいいるのか調査し必要な施策を求める。	開門前に登校する児童がいる小学校があることは把握しております。引き続き、子どもたちのウェルビーイングにとって必要なことは何かという視点も含め、施策を検討してまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
38	教職員によるこどもへの体罰、性加害の防止の徹底と厳罰化を徹底してほしい。	各学校において教職員に対し計画的に体罰防止などの研修を必ず行っております。こどもが学校を介さずに相談できる相談フォームも活用し、意見についてはすべて事実確認を行うなど、必要な対応を行っております。	—
39	こどもは新聞は見なくてもネットは見てしまうので、生きる望みをなくすような情報をできるだけ排除してほしい。	区でインターネット上の情報を排除することは困難ですが、こどもがインターネット等を活用する機会が増えていることから、安全に安心してインターネットを活用するための能力を育成してまいります。	○
40	TikTok、インスタは年齢制限などの規制を行ってもいいかと思う。	区でSNSの規制をすることは困難ですが、こどもがSNS等を活用する機会が増えていることから、安全に安心してSNSを活用するための能力を育成してまいります。	○
41	医療機関や助産師との連携で退院直後の産後ケア事業のより一層の強化策が必要と考える。退院直後から即支援を提供するために、保健師・助産師の増員や助産師等との支援体制をとり、具体的に取組方針に盛り込んでほしい。	会計年度任用職員の任用や業務の外部委託などにより、保健所及び保健相談所の体制強化を図っているところであり、助産師をはじめとした関係者と連携した上で、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。	—
42	体験ごとをもう少し増やす、父母役員会の廃止などをすることにより区立保育園の保育の質を向上してほしい。	江東区公立保育園統一理念のもと、各園の特色を生かした保育を実施しております、引き続き保育の質の向上に努めます。また、父母会は保護者で構成する任意団体であり、入会は個人の判断と認識しておりますが、今後も保護者の声に耳を傾けながら園運営を行ってまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
43	幼稚園の3年保育、満3歳クラス、プレを行う園を増やしてほしい。	<p>現在、区立幼稚園3園で実施している3年保育について、令和7年度から新たにつばめ幼稚園及び第五砂町幼稚園で開始いたします。</p> <p>満3歳児クラスについては実施する予定はありませんが、親子交流や子育て相談を行う親子登園事業（かんがるーひろば）を全園で実施しております。</p> <p>また、2～3歳児を対象とした未就園児の預かり保育事業（あずかーる）を令和6年度から試行実施しており、今後も保護者ニーズ等を踏まえて、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、区内私立幼稚園は全園が3年保育を実施しておりますが、満3歳児クラス等その他の取組は各園の判断により実施しております。</p>	○
44	区立幼稚園の廃園をやめてほしい。	区立幼稚園の適正配置では、通園の負担を考慮し、私立幼稚園を含めた各地域のバランスを考え、存続する園を選定いたしました。引き続き、幼児教育が充実するよう私立幼稚園との連携を図ってまいります。	○
45	子育て環境の孤立・不安解消として誰でも通園制度試行は、短期・短時間で困難度が高いため、全ての保育園で就労にこだわらず希望者が入れるようにしてほしい。	「子ども誰でも通園制度」の利用可能時間については、今後の国の動向等を踏まえ、検討してまいります。なお、保育園の利用要件は、就労のほか、障害や介護などがありますが、法令に基づくものであることから、要件を定めずに保育園を利用するることは難しいと考えております。	○
46	きっずクラブは小学校内に限定せず、必要なところには新設してほしい。	保留児童対策としてきっずクラブを新設する予定はありませんが、保留が発生している小学校内のクラブについて、近隣の児童館内のクラブへの登録を促す取組を行い、保留児童の解消を図ってまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
47	きっずクラブがこどもにとっての魅力ある運営を行うためには指導員の充実が欠かせない。もっと研修や経験を積む指導者の配置をしてほしい。	江東区放課後こどもプランにて「きっずクラブの質の向上」を方針として定めております。質の向上を図るため、きっずクラブに対する指導・助言の充実と検査体制の整備に取り組んでまいります。	○
48	子どもの居場所となる施設の職員に対して、子どものSOSに早期に気づくための研修を臨時職員を含めて全職員にしてほしい。	区では、青少年交流プラザ、児童館、こどもプラザ、きっずクラブ等子どもの居場所となる施設を多く整備しております。区直営施設のほか、指定管理施設として運営している施設もあり職員の状況はそれぞれ異なりますが、いずれの施設においても、子どもに関わる職員がそれぞれ必要な研修を受講し、子どもが安心して過ごせる環境をつくってまいります。	○
49	常設プレーパークの設置について記載してほしい。	<p>本区におきましても、プレーパークによる自由で豊かな遊びや多様な体験は、子どもの自主性・創造性・社会性などを育む上で効果があると考えており、その重要性を認識しているところです。</p> <p>現在、区内におけるプレーパークの状況については、都立猿江恩賜公園と都立木場公園で毎月開催をしており、区立公園においても、令和7年度に開園予定の大島九丁目すぐ近く公園にてボール遊びやプレーパークが実施できる公園整備を進めております。</p> <p>常設のプレーパークの設置については、設置場所や運営主体の確保等の課題はありますが、子どもが自由に遊べる環境づくりに向けて、都立公園や区立公園の開催状況を踏まえて検討してまいります。</p>	◎

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
50	家庭教育ファシリテーター養成は講座開催のみならず、その後の積極的な人材の活用を行政各部署の垣根を越えて取り組んでほしい。	家庭教育ファシリテーター養成講座の修了生が持続可能な家庭教育支援を行えるように、関連部署と連携し支援してまいります。	—
51	児童館を拡充してほしい。	現時点においては、児童館新設の予定はございませんが、地域のこどもたちの居場所として、各児童館の事業のより一層の充実を図ってまいります。	—
52	こどもたちが、身体（五感）を使ってある程度安全で冒険もできる自主的に集まれて楽しく遊べる空間・仲間がいることは大変重要と思う。	児童館は体を動かせる場所として集会室があり、卓球台などの運動器具も備えております。また、こどもプラザは、図書館などが入る複合施設で、音楽室や体育室などがあり、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しております。なお、乳幼児など、より低年齢のお子様につきましては、子ども家庭支援センターにも様々な遊具を配置したお部屋がございます。是非ご利用ください。 さらに、区立公園において、令和7年度に開園予定の大島九丁目すぐ近く公園にてボール遊びやプレーパークが実施できる公園整備を進めております。プレーパークによる自由で豊かな遊びや多様な体験は、子どもの自主性・創造性・社会性などを育む上で効果があると考えております。プレーパークの設置は設置場所や運営主体の確保等の課題はありますが、都立公園や区立公園の開催状況を踏まえて引き続き検討してまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
53	「みどりの子育てひろば」のような公園のオープンスペースを活用した野外型の子育て支援を推進してほしい。	みどりの子育てひろばは、こどもが自然にふれあいながら、遊具に頼ることなく遊べる場を提供し、遊び方の支援や親同士の交流を促し、公園利用の活性化を目的としております。今後の活動については、令和6、7年度の2か年にて利用状況等を勘査し、検討を進めてまいります。また、自由で豊かな遊びや多様な体験ができるプレーパークについても、設置場所や運営主体の確保等の課題はありますが、こどもが自由に遊べる環境づくりに向けて、都立公園や区立公園の開催状況を踏まえて検討してまいります。	—
54	公園整備の際は、年齢により体の動きも求めるものも違うことを考慮してほしい。	公園整備におきましては、対象年齢に配慮したエリア分けをするなど、安心して遊べる空間づくりに努めました。 しかしながら、区が管理する公園や児童遊園は、小規模な敷地が多いため、大きなこどもたちと混在してしまう課題もあります。 今後は、引き続き安全に配慮した公園整備を進めるとともに、ひとつひとつの公園ごとに年齢別や機能テーマを持たせた整備方法について検討してまいります。	◎
55	体験活動が保護者の経済状態で格差が生じないよう無料で参加できる事業をもっと増やしてほしい。また、NPO法人や民間の団体がこども向けに様々な体験活動を行っているため、支援してほしい。	こどもたちが多様な文化や体験等を通じて豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、取組を推進してまいります。また、事業共催、補助・助成制度等様々な形態により、NPO法人や民間の団体等と連携して、地域の子育て支援に取り組んでまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
56	環境学習情報館（えこつくる江東）で実施している幼児への自然体験活動は2歳からではないか。	環境学習講座は対象年齢を2歳からとしているものもございますが、江東エコキッズ事業では対象年齢を3歳からとしております。素案本文の説明では、どちらかに限定して言及しているわけではなく、表現が適切でないため、修正いたします。	◎
57	亀戸駅北側に図書館を設置してほしい。	区立図書館は半径約1kmの範囲に整備しており、亀戸地域においては、カメリアプラザに返却ポストを設置しております。引き続き利用者ニーズや状況を見定めながら、必要な施設の整備について検討してまいります。	—
58	図書館の月曜休館を毎週ではなくしてほしい。	令和元年度より一部の図書館を除き、月曜日も開館しております。	—
基本目標3 保護者の子育てを支える【11件】			
59	子育てひろば事業にNPO法人子育てサロンすくすくを認定し、登用して欲しい。	子育てひろばの実施は、国の地域子育て支援拠点事業の要綱の規定により市区町村、または市区町村が認めたものに委託等ができることとなっており、江東区では公募により指定管理事業者が子ども家庭支援センター等で実施しております。新たに区が整備する施設を除き、現時点で新たな事業者を募集して実施する予定はございません。 なお、地域の子育て支援団体の活動を支えるための運営支援について、検討してまいります。	—
60	子育てハンドブックを文字が大きく内容が読みやすいものにしてほしい。	子育てハンドブックは子育てサービスの情報をコンパクトにまとめたものですが、情報が増える一方、情報量と持ち運びやすさのバランスが課題でもあります。見やすさにつきまして、他媒体も含め総合的に検討してまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
61	小中学生の保護者同士で意見交換をする場を学校に設けてほしい。	各学校では、定期的に開催される保護者会において保護者同士が関わり合える場を設けております。保護者会に参加する保護者のニーズも多様であるため、その実施方法については、各学校で工夫するよう周知してまいります。	—
62	ベビーシッターの質・量の強化を図る一環として公立の養成機関の設置を検討してほしい。	子育て世帯の負担軽減のため、都認定ベビーシッター事業者の一時保育サービスを使用した際に利用料一部を補助する事業を令和6年1月に開始いたしました。区として公立養成機関の設置については検討しておりませんが、東京都において、認定ベビーシッター事業者を29社（令和7年1月現在）まで増やし、当事業者で従事し、かつ「東京都居宅訪問型保育基礎研修」を実施し修了した者を派遣するなど、ベビーシッターの質・量の強化を図っております。	—
63	既存の子ども家庭支援センターの一時預かりの定員拡大をしてほしい。	子ども家庭支援センターで実施するリフレッシュひとつとき保育の定員枠については、施設規模の関係上、利用者の安全性担保の観点から増やすことが難しい状況です。そのため、新規施設の整備や新たに児童館での一時預かりを実施するなど、様々な機会を捉え、引き続き定員拡大について検討してまいります。	○

意見の要旨	区の考え方	取扱い
64 保育園、幼稚園に通っていない未就学児への子育て支援を手厚くしてほしい。	<p>児童館では、主に平日午前中に、乳幼児向けの年齢別プログラムを実施しており、保護者同士や職員との交流の場にもなっております。保健師や栄養士等が来館する日には講習会を実施しており、専門的な相談も可能です。また、保育園、幼稚園に通っていない区内在住のお子さま向に、一時保育サービスを実施している児童館もございます。是非、利用いただけるよう、周知を図ってまいります。</p> <p>また、子ども家庭支援センターでは、主に在宅で子育てをされている方向けに、親子で自由に遊び、他の子育て家庭とも交流いただける子育てひろばを開設しているほか、随時専門スタッフが子育てに係る相談に応じております。今後も親子の状況に応じた支援を行ってまいります。</p>	○
65 保育園、幼稚園に通っていない未就学児への子育て講座などをしてほしい。	<p>児童館では、主に平日午前中に、乳幼児向けの年齢別プログラムを実施しており、保護者同士や職員との交流の場にもなっております。保健師や栄養士等が来館する日には、講習会を実施しており、専門的な相談も可能です。</p> <p>また、子ども家庭支援センターでは、子育てに関する様々な講座を実施しています。外遊びの講座についても定期的に実施しております。今後も利用者ニーズに応じた講座の充実に努めてまいります。</p>	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
66	<p>「こども誰でも通園制度」は、週3回まで数時間、3か月と聞いたがとても安心して利用できない。あづかーるも障害のある子への支援も明記して、最適なサービスを行ってほしい。</p>	<p>「こども誰でも通園制度」については現在、国において、制度化及び本格実施に向けた検討会の中で議論されており、今後も動向を注視いたします。また、本区で試行実施中の「未就園児の定期的な預かり事業」の検証を行いながら、「こども誰でも通園制度」の利用可能時間を含めた制度設計を進めてまいります。</p> <p>「江東区に住んでよかった」と思っていただけれど、引き続き、最適な保育サービスの提供に取り組んでまいります。</p>	○
67	<p>遊び場や休日の居場所の確保について、「みずべの活用」と「じゃぶじゃぶ池利用制限緩和」を盛り込んでほしい。</p>	<p>子ども家庭支援センター（みずべ）の開所日については、住吉と有明の2センターが休日・祝日に運営しておりますが、他のセンターについては、平日の利用ニーズもあり、職員体制の観点からも開所日の拡充が難しい状況です。いただいたご意見については、子育て家庭の居場所を確保する観点から、利用者ニーズの動向を注視しながら今後の運営に係る検討材料とさせていただきます。</p> <p>じゃぶじゃぶ池については、水質の衛生上の観点の問題があるほか、過去に破れたオムツが循環機器に入り故障したケースがありました。また、昨年オムツ着用児向けの簡易プールの設置を試験的に行いましたが、衛生面への配慮から、お一人ずつのご利用とさせていただいた上で、ご利用の方が変わるたびに水を入れ替えたほか、ビニール製のプールが破損するなど運用面でも懸念が生じました。このような状況からオムツを着用しているお子様のご利用はご遠慮いただいているところでございますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
68	有明地域（臨海地域）にも保健相談所が必要だと思う。	会計年度任用職員の任用や業務の外部委託などにより、保健所及び保健相談所の体制強化を図っているところであり、現時点では有明地域への保健相談所増設の予定はございません。	—
69	子ども家庭支援センターが、子育ての不安や孤立にならないようベテランの職員が対応してほしい。	妊娠期から子ども家庭支援センターの利用に繋がることができるよう、プログラムの充実に努めております。また、相談対応の経験豊富な専門職員が随時対応しているほか、外部の専門職による相談を実施するなど、子育てに関する不安の軽減や孤立防止に取り組んでおります。	—
基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える 【20件】			
70	児童発達支援事業所を臨海地区に作ってほしい。	児童発達支援事業所に関して、発達障害児への支援ニーズの高まりがあることは区でも把握しており、引き続き、民間事業所の新規参入を促して、地域による偏在の解消や定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を進めてまいります。	—
71	児童発達支援事業所を臨海地区に作ってほしい。	児童発達支援事業所に関して、発達障害児への支援ニーズの高まりがあることは区でも把握しており、引き続き、民間事業所の新規参入を促して、地域による偏在の解消や定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を進めてまいります。	—
72	子どもの発達相談のため、相談機関のない臨海地区に保健相談所や子ども発達支援センターの設置を盛り込んでほしい。	会計年度任用職員の任用や業務の外部委託などにより、保健所及び保健相談所の体制強化を図っているところであり、現時点では保健相談所増設の予定はございません。 また、子ども発達センターについては、現段階で新規の整備計画はございませんが、子どもの発達相談のため、障害児相談支援が利用できるよう、引き続き事業者の確保に努めてまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
73	保育所等訪問支援のアウトリーチ型支援に委託先の民間の保育園も含め早急に実施支援体制の整備を行ってほしい。具体的に整備計画を策定し、盛り込んでほしい。	児童発達支援センター等で実施される保育所等訪問支援については、令和7年度からこども発達亀戸センターにおいて新たに実施する予定です。また、昨年3月に策定した第3期障害児福祉計画において、保育所等訪問支援を4か所で利用できる体制を整備等目標として定めております。	—
74	こども家庭センターの設置に関して、保健師が福祉業務に追われ従来の地域の母子保健活動が手薄にならないよう、取組方針に保健師の増員を明記してほしい。	会計年度任用職員の任用や業務の外部委託などにより、保健所及び保健相談所の体制強化を図っているところであり、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。	—
75	学校OT（作業療法士）を活用してほしい。	作業療法士による支援が必要なケースについては、専門職から助言を受けることができる都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携しながら対応しております。	—
76	こども発達支援センターを各地域に充足してほしい。	区では、こども発達センターについて、現段階で新規の整備計画はございませんが、こどもの発達相談のため、障害児相談支援が利用できるよう、引き続き事業者の確保に努めてまいります。	—
77	発達障害児本人、家族のレスパイト入院、一時保護を区の責任で行ってほしい。	区では、発達障害児含め手帳などにより障害を確認できる方には、介護者の疾病や冠婚葬祭時に利用できる緊急一時保護を実施しているほか、レスパイトを含め、必要時に利用できるサービスとして短期入所などを申請に基づき支給しております。引き続き、必要とする方へ案内及び支給をしてまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
78	区内での児童精神科診療体制の確立と、入院施設のある児童精神科の整備をしてほしい。	各保健相談所では、児童精神科専門医による相談として思春期相談を実施しております。その上で、必要な方に対しては、区内の医療機関や療育機関の紹介を行っております。また、個々の状況に応じて、東京都立精神保健福祉センターを始めとする関係機関や療育機関と連携した支援を行っております。 なお、入院施設のある児童精神科の整備については、現時点では予定しておりません。	—
79	各保健相談所で児童精神科医による発達障害児の無料相談を実施してほしい。	各保健相談所では、児童精神科専門医による相談として思春期相談を実施しております。その上で、必要な方に対しては、区内の医療機関や療育機関の紹介を行っております。また、個々の状況に応じて、東京都立精神保健福祉センターを始めとする関係機関や療育機関と連携した支援を行っております。	—
80	「すまいる学級」をすべての公立小中学校に設置してほしい。	特別支援学級（自閉症・情緒障害固定）は、令和2年に南砂小・中学校に設置されました。今回いただいたご意見を教育委員会で設置している「江東区特別支援教育検討委員会」に共有し、引き続きより良い環境の整備に努めてまいります。	○
81	虐待の未然防止と対応について、公立の保育園だけでなく、民間の保育園についても、職員の研修を徹底させることが重要。委託の際に、条件としてこのことも明記し、実績報告も求めるなど具体策を盛り込んでほしい。	区では「こども虐待防止のための気づき・連携・対応マニュアル」を作成し、私立園を含むすべての保育園で共有しているほか、公私立認可保育所、認可外保育所等を対象に「不適切保育に関する研修」等を実施することで虐待防止を図っております。今後策定予定の「保育の質ガイドライン」に虐待の未然防止等について記載するなどより取組を進め、引き続き虐待防止に努めてまいります。 また、保育業務の委託にあたっては、職員研修等の管理運営体制を盛り込んだ事業計画書の提出を義務付けており、事業計画書を通じて園内研修の実施状況等を把握してまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
82	児童相談所の潮見への建設を再考してほしい。	児童相談所は複合施設化を計画しており、子ども家庭支援センターや一時保護されたこどもが生活する一時保護所の併設を予定しているため、一定の敷地規模が必要となります。土地取得にかかる費用等を総合的に考慮し、現時点で活用可能な潮見区有地を整備予定地としております。	—
83	江東区の生活困難層及びその手前の世帯の割合は。ヤングケアラーの数は。数字出して、経済的支援につながる対応をしてほしい。	令和5年度に実施した子育て世帯生活実態調査では、区の生活困難層（困窮層+周辺層）は小学校5年生がいる世帯で17.4%、中学校3年生がいる世帯で18.7%となっています（こども計画23ページ参照）。生活困難層手前の世帯は定義がないため正確な数値を出すことは困難ですが、生活困難層のうち、より一般層に近い周辺層は小学校5年生がいる世帯で12.7%、中学校3年生がいる世帯で12.9%となっているため、これらに近い割合となるものと推察されます。財源の確保や国・東京都の動向等を踏まえた上で、必要な経済的支援を実施してまいります。 また、ヤングケアラーについては、令和4年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果を区ホームページで公表していますが現状のヤングケアラーの把握状況について公表は行っておりません。ヤングケアラーへの支援については、現在、家事育児ヘルパーの派遣や相談会等を行っており、今後も支援の充実に努めてまいります。	○
84	生活保護制度の利用の周知徹底はどのように対応しているか。区の対応が横につながるような政策をしてほしい。	生活保護制度の周知については、区報やホームページへの掲載のほか、ライフライン事業所内にチラシを配架し納付相談時の配付協力を依頼しております。また、子育て支援等担当窓口を始めとした行政機関や保健所、医療機関、民生・児童委員、教育関係機関等において生活困窮者を発見した場合は、福祉事務所への相談を促す等の連携を図っております。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
85	一斉指導中心のシステムが続き、指示が聞けない児童生徒は取り残されている現実がある。各学校に任せきりにせず、どの学校もインクルーシブを実現できるよう、改めて現場の先生たちの忙しさを軽減していってほしい。	江東区立学校園では、「みんな、かがやく！」をテーマの下、誰一人取り残さない授業づくりを目指しております。教員の働き方改革に向けては、教員をサポートする人材配置や研修のオンライン化、校務のDX化等による校務の軽減を引き続き図ってまいります。	○
86	いじめられた子どもが不登校になると問題視されるが、問題なのはいじめる側であり、カウンセリングを受けさせるなり、転校させるなりしていじめられた子どもを守る必要がある。	いじめについては、区のいじめ防止基本方針をもとに、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定して対応しております。また、「Action24」をテーマに掲げ、早期発見、早期対応を目指しております。いじめに関わる対応については、今後もひとつひとつの状況を丁寧に把握し、慎重に対応してまいります。	○
87	不登校児が多くなっていることへの対策を早急にしてほしい。	区では、第3次不登校総合対策として「KOTO子どもかがやきプラン」を策定し、「魅力ある学校風土づくり」など、一人一人のよさが輝く学校や環境づくりを推進しております。引き続き、その取組の充実を目指してまいります。	○
88	いじめ、体罰、管理教育の根絶をしてほしい。	いじめ未然防止や体罰・管理教育に対する取組として、「みんな、かがやく」のテーマの下、一人ひとりのよさがかがやく子ども主体の学校づくりを推進しております。いじめについては、根絶ではなく、小さいうちに早期発見・早期対応を目指しております。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
89	親が若年性認知症などの疾患に罹患した場合の相談支援を行ってほしい。	若年性認知症については、東京都の専門相談窓口をご案内しているほか、対象者の状況により区の保健相談所等においても相談をお受けしております。また、一定の医療費負担軽減等の制度もございます。内容により必要な連携を図りながら支援を行ってまいります。	—
基本目標5 地域全体で子育てを支える【5件】			
90	町会自治会に限らず地域で活動する事業所、団体等をもっと地域の重要な担い手と捉え、それらに対する支援を拡充してほしい。	地域で活動している事業所、団体等各種活動主体については、地域全体での子育てという側面において重要な担い手であると考えております。引き続き、地域の子育て支援団体への運営や情報発信等の支援等、必要な取組を検討・実施してまいります。	○
91	110番の家事業について企業に協力をいただくことを前向きに考えてはどうか。	個人自営業者のみならず、区内企業に対しても協力依頼を行っており、引き続き新規協力者確保のため、アプローチしてまいります。	—
92	小学生の緊急通報機器について、AI機器を持たせてはどうか。	区では、登下校時の児童を犯罪から守るため、小学校新1年生および転入生に対して防犯ブザーを無料配付しております。今後も登下校時の安全対策を徹底するなど、子どもの安心安全を守る取組の充実に努めてまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
93	小学生や女子中・高校生が狙われる環境ができるだけ排除してほしい。	<p>区では365日、委託警備会社の警備員が車両に乗車し、区内を巡回して各種犯罪の未然防止に努めております。巡回にあたりましては、区民から寄せられる様々な情報や区内3警察署との情報共有により、効果的な防犯活動を行っております。そのほか区内の犯罪発生情報や不審者情報等を、こうとう安全安心メールに登録された方にお知らせしております。</p> <p>また、入学する小学校新1年生・転入生に対して防犯ブザーの無料配付や通学路防犯カメラの設置など、児童・生徒の登下校の安全対策にも取り組んでおります。</p> <p>引き続き、警察とも連携しながら、生活安全対策を推進してまいります。</p>	○
94	障害を持つ子、虐待やヤングケアラー、外国にルーツを持つ子どもと保護者の対応では、関係機関のネットワークの緊密な判断が重要と考える。	複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、適切に連携・協力して対応してまいります。	○
第4章全体【3件】			
95	もう少し計画の具体性が欲しい。	本計画第4章に具体的な取組を掲載しております。紙面の都合上全ての取組を掲載することは困難ですが、本計画での基本理念及び基本目標達成のための取組を進めてまいります。	○
96	保護者として利用できる支援に接点を持つ方法が分からぬいため、情報発信してほしい。	必要な情報が必要な方に届くような情報発信については重要と考えており、今後も状況を踏まえながら検討してまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
97	各課題を解決できるよう、非正規雇用の職員ではなく良い人材を確保するよう努めてほしい。区には基金が充分にあるためそれを活用してほしい。	人材確保については、採用形態に関わらず必要な人材を引き続き積極的かつ計画的に確保してまいります。財源については、財政計画に基づき適切に確保してまいります。	—
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策【9件】			
98	区立幼稚園を年少から入れるようにしてほしい。また、幼稚園でも働くお母さんが預けられる仕組みを作ってほしい。	令和2年度から区立幼稚園2園で3歳児保育及び預かり保育を開始し、現在は3歳児保育を合計3園で実施しております。また、保護者ニーズ等も踏まえ、令和7年度からつばめ幼稚園及び第五砂町幼稚園で3歳児保育を新たに開始いたします。今後も、3歳児保育や預かり保育の拡充について、私立幼稚園と調整しながら、検討してまいります。	○
99	地域子ども・子育て支援事業等の対象者に就学以降の親子に対しての事業を増やしてほしい。	本計画第5章では計画内に一体として含む「子ども・子育て支援事業計画」として掲載することが求められている事業を掲載しております。本計画第4章に記載のとおり、就学以降のこども及び保護者に対しての取組も引き続き進めてまいります。	○
100	江東きっずクラブB登録の対象学年の拡大をしてほしい。	高学年児童の受入れについては小学校における収容対策の状況や保留児童の発生状況を注視しながら、保育の必要性が高い低学年の保留児童対策を進めつつ、慎重に検討していく必要があると考えております。なお、きっずクラブA登録については全ての学年でご利用いただけます。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
101	乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業に携わる保健師や訪問支援員の数を確保してほしい。	<p>乳児家庭全戸訪問事業については、会計年度任用職員の任用や業務の外部委託などにより、保健所及び保健相談所の体制強化を図っているところであり、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>要保護・要支援家庭を対象とした養育支援訪問事業については、介護事業者等への委託により実施しているところですが、訪問支援員の確保は十分とは言えない状況であることを認識しております。委託事業者と共に、訪問支援員の確実な確保に向け検討してまいります。</p>	—
102	地域子育て支援拠点事業について、地域のNPO団体や子育て交流会やなど、親子に合う形を選べるようにしていくといい。	<p>多様な主体による子育て支援サービスの充実が図られ、子育て家庭が自ら選べる環境があることは望ましいですが、地域子育て支援拠点事業は、国の要綱の規定により市区町村、または市区町村が認めたものに委託等ができることとなっており、本区では公募により指定管理事業者が子ども家庭支援センター等で実施しております。相談支援の質の維持・向上の観点から、新たに区が整備する施設を除き、現時点で事業者を募集して実施する予定はございません。</p> <p>なお、地域の子育て支援団体の活動を支えるための運営支援について、検討してまいります。</p>	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
103	地域子育て支援拠点事業の拠点数を増やしてほしい。	地域子育て支援拠点事業は児童館、子ども家庭支援センター及び私立保育所等において実施しておりますが、実施主体、開所日数、開所時間や従事者の配置等の要件が定められており、実施場所や人材の確保など、拠点数の増加には課題があるものと認識しております。本区の限られた財政状況の中で運営していることや、相談支援の質の確保の観点等から、拠点数を計画している以上に増やすことは困難な状況です。今後も利用者ニーズや社会状況等を踏まえた運営を行い、子育て支援の充実に取り組んでまいります。	○
104	病児保育について、利用手続きの簡略化をしてほしい。	「病児対応」の保育室では、病気の初期から回復期のお子様が利用されますが、症状によりお預かりができない場合があるため、入室前に医師の診断が必要となります。ご意見をいただいた「医療機関連携型」については、医療機関に併設されていないことから、予約開始前（前日の15時から）に指定の医療機関を受診していただいておりますが、利用手続きの簡略化等については引き続き検討してまいります。	—
105	産後母乳ケアの無料回数を増やしてほしい。	財源の状況などを踏まえた上で、必要な支援を検討してまいります。	—
106	こども誰でも通園制度をどのエリアの人も近くで利用できるよう多くの保育園や幼稚園で実施してほしい。	令和6年度は、区内の地域バランスを考慮しつつ区立保育所では1施設、私立保育所等では4施設、区立幼稚園では2施設、私立幼稚園等では10施設にて試行的に実施しております。 令和8年度のこども誰でも通園制度の本格実施に向け、多くの方が利用しやすいよう、実施園の拡大等、制度の拡充を図ってまいります。	○

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
第6章 計画の推進体制【2件】			
107	計画の推進体制、進捗管理をチェックする機関が必要。	計画の推進と評価等については、「江東区こども・子育て会議」において取組結果を報告し、こども・子育て会議委員に改善点等の意見を伺いながら進めてまいります。各事業の取組結果等については、こども・子育て会議の資料として会議録とともに区ホームページにおいて公表してまいります。	○
108	「江東区こども・子育て会議」に計画全体の遂行、評価、場合によっては内部評価機関を構成する各部局を指導助言する役割を持たせるべきだと考える。	「江東区こども・子育て会議」は子ども・子育て支援法で規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定及びその結果等について、外部の視点から改善点等の意見を伺うことを主な目的として設置しております。そのため、区内部の各部局を指導助言する役割を所掌事項に加える予定はありませんが、今後も委員からいただいたご意見を参考にしながら区の取組を進めてまいります。	—
計画全体【4件】			
109	1人の声に引っ張られず、その意見が区の多数の意見なのかということには気をつけて取組みを進めてほしい。	一人ひとりの区民の声にも耳を傾けながら、区民ニーズの把握に努めてまいります。その上で、個別支援、多くの区民に向けた支援などについて総合的な観点から判断し、取組を実施してまいります。	○
110	子どものための施設等に従事する職員は文化芸術に関する体系的、継続的な研修を受ける義務があるため、幼稚園・保育園・認定こども園・家庭支援・児童発達支援センター・学童保育・不登校のフリースクール他の保育士・職員がオンラインにて、それぞれの年齢に即した文化力を取得してほしい。	子どものための施設等に従事する職員は、各施設等で必要な研修受講等を行っております。今後も引き続き研修受講等により職員の資質向上に取り組んでまいります。	—

	意見の要旨	区の考え方	取扱い
111	子どもの存在意義や生まれた意味、生きる目的や魂、親子との心の通い合いや愛情や繋がりについて話題に上がらない事が残念に思う。	計画全体の目標が「みんなで支えあい、子ども・若者たちが心から『生まれてきて良かった』と実感できる社会を目指す」としております。計画を推進することで、保護者支援等を通じて、保護者が子どもと向き合えるような施策を展開してまいります。	○
112	子ども基本法等で規定している「子どもの個性や多様性（性的指向・性自認を含む）を基本的人権として尊重し、持つて生まれた性のあり方によって差別されない権利を擁護する」精神について明示してほしい。	区の子どもに対する考え方を表したものとして、令和7年4月1日に「江東区子どもの権利に関する条例」を施行する予定であり、本計画につきましては、条例の基本理念を反映した施策等を記載しております。性のあり方などにより差別をされないことについては、条例に明記する予定です。	—
その他【1件】			
113	公募期間が短く、長い素案を読み、コメント欄を入力する作業は難解なため、設問とコメントを並べるなど検討してほしい。	公募期間につきましては、江東区パブリックコメント実施要綱第7条に規定する「3週間以上」を満たし、かつ策定作業の都合上可能な限り公募期間を確保いたしましたが、次回以降の計画策定時にはより長い公募期間を確保すること等について検討してまいります。また、ご意見の提出方法につきましても、区民の皆様がご意見を出しやすい手法について引き続き検討してまいります。	—